

労働戦線の統一に於て最も至難とする點は異なる労働團體の間に不必要以上に注入されたる排他的團體意識である。之を融和することは先づその胸間に飾るマークの統一である。今日組合會議結成して茲に一年、若し吾等がマークを制定して全國に散在する加盟組合員がその所屬團體のものと併用する習慣を造れば、無言の中に對立意識を解消することを得るであらう。

更に之によつて朦朧團體と基礎の確立せる團體との區別を明確にすることを得、労働運動の國民化の上に重要な役割を果すことが出来る。以上の理由に基き之が即時制定を期す。

實 行 方 法

大會で草案委員を選出し可及的速やかに評議員會の決議を得て實行す。

第十五號議案

港灣労働者保護法制定に關する件

日本港灣從業員組合聯盟提出

主 文

本大會は港灣労働者の労働生活を保障すべき保護法の即時立案とその實現を期す。

理 由

港灣労働者が吾國産業上に負はされたる役割は貿易並出入旅客の仲續の運送であつて一日もその停止を許されない。吾國の地域的乃至經濟的關係に於いて彼等が如何に重大なる貢獻をなすしあるかは此處に贅言を要せざる處である。

然るに彼等とその労働内容の近似せる船員に對しては船員法、海商法、其他の保護法規あり。更に陸上労働者に對しては夫々工場法、鑛業法、労働者災害扶助法等々の保護法あるにも拘らず、港灣労働者はその中間に放置せられて顧みられず、今日尙一片の保護法すら制定せられざることは重大なる時代錯誤と言ふべきである。

此見地より本大會は彼等の労働生活を保護するため港灣労働者保護法の制定を要望するものである

實 行 方 法

法規要綱作成及其の趣旨實現等については、これを擧げて新執行委員に一任。

第十六號議案

社會大衆黨と日本労働組合會議との間に常設的連絡機關を設置する事に關する件

全國労働組合同盟提出

主 文

本大會は無産階級政黨と労働組合との關係を正常圓滑ならしめ、且つ、本會議の政治的活動を効果的ならしめるために、社會大衆黨と本會議との間に常設的機關を連絡設置し、日常不斷に活動せしめんことを期す。

理 由

執行委員會於テ撤回